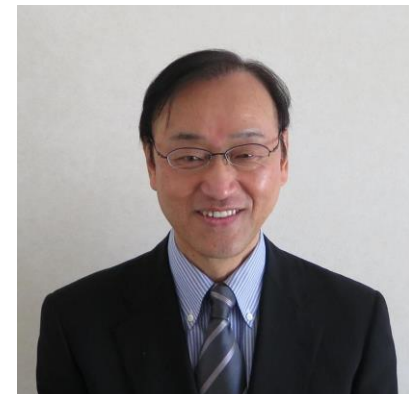


JIPA 2020年度活動状況

(+最近の知財ワールドの関心事項)

2021年3月25日

一般社団法人日本知的財産協会
専務理事 久慈直登



- 目次
1. オンラインによるJIPA活動状況
 2. 第20回JIPA知財シンポジウムによるメッセージ発信
 3. 研修の状況
 4. 2020年度感謝表彰報告
 5. 特許庁との意見交換状況
 6. 知財戦略推進計画パブコメに
提出したJIPAの意見
 7. 最近の知財ワールドの関心事項
 8. 来年度スタートする新プロジェクト
- (全体：36分17秒)



1. オンラインによるJIPA活動状況



会員各社の最新テレワーク状況

(東西部会視聴時のアンケート255社による1月末から2月にかけての回答)

テレワーク 実施率 94%

出社率 0% : 8社、10-50%:181社、60-90%:34社、100%:2社、

(%については無回答あり)

出張制限のある企業 97%

(1) 理事会

昨年4月以降、理事会は、すべてTeams 会議による

(委員長・PJリーダーも含め毎月70名ほどの参加)

今後の状況によりリアル+オンラインにすることもあるが、当面はTeamsのみ。

(2) 東西部会

すべてオンデマンド配信による

これまでのリアルでは、関東部会200名+、関西部会80名+
が出席

ビデオ視聴の毎月の申し込み数は280前後でほぼ同数

ビデオの内容は、JIPA委員会・PJの活動成果報告と海外賛助会員の現地情報など



(3) 業種別部会(8) 地区協議会(2)

部会での講演は、ライブまたはオンデマンド配信による。

講演後、オンラインでのグループディスカッションを行っている。

また一部リアルでも集まり、コミュニケーションの活性化を図っている。

(4) 委員会(21)・プロジェクト(7)

リアル+オンラインを組み合わせて活動中。

3月は退任委員の送別会などもあり、各委員の自宅へのデリバリーサービスを利用し、オンライン懇親会も行っている。

(5) 今後の会合への対応



会合は、今後も各社で出張・外出の制約が予想されるため、JIPAの各組織の活動は、**基本的にすべてオンライン併用**とする。各委員の活動も、状況により、オンラインのみで行うこともOKとする。

参考

- ・これまで100名以上参加するJIPAの会合は、シンポジウム、社員総会、東西部会、業種別部会、地区協議会
- ・大規模（80人程度想定）は、理事会（委員長/リーダー/業種担当役員の全員参加）
- ・中規模（60人程度想定）は、合同委員会、知財問題研究会、少数知財研究会
- ・小規模（30人程度想定）は、小委員会、正副委員長会、プロジェクト会合、各幹事会、理事のみ参加の理事会、など

2. 第20回JIPA知財シンポジウムによるメッセージ発信（3月2日）

予測困難な時代を拓く ニューノーマルの知的財産活動

東京国際フォーラムスタジオよりライブ発信
視聴申し込み1426名（社内会議室で複数の視聴もあり）



- ・ JIPA **柵山会長** 特許庁 **糟谷長官**による挨拶
- ・ WIPO **ダレン・タン事務局長**によるスピーチ
- ・ 旭化成名誉フェロー **吉野 彰氏**による特別講演

パネルディスカッション1 「ニューノーマルの時代の企業課題・知財課題」

パネルディスカッション2 「ニューノーマルの時代に活躍するグローバル人材の育成」

アンケートによる主な声

今後もオンラインでいい、ライブ配信の状況が良かった。

WIPOトップ、特許庁トップ、企業知財トップ、企業若手の声を一度に聞くことができたいい機会であったなど

シンポジウムでの発言記録は、別途報告書にして会員に配布する予定です。

3. 研修の状況

- ・ 来年度、定例研修は、オンライン（ライブ／オンデマンド）
- ・ 臨時研修は、ライブ中心で対応
- ・ 特別コースや技術者演習コースは、ディスカッションが入るため集合で行う。ただし、感染状況によってZoomに移行して開催
- ・ 海外コースは、来年度 米国訪問型(F02)、中国訪問型(F05)いずれも中止
2022年度 欧州訪問型 (F04)、中国訪問型(F05)またはインド訪問型(F06)は開催に向けて検討
- ・ オンライン知財英語研修：米国実務コース (M01)、欧州実務コース(M02)、総合コース (M03 (3/22から応募開始)) は開催予定
- ・ **2021年度研修案内は、3月25日オープン、4月2日募集開始**



4. 2020年度感謝表彰



<一般感謝表彰>

業種別部会担当役員、幹事、委員会正副委員長を3期以上勤めていただいた方が対象

坂口 健二 様	(アイコム)
津金 浩典 様	(アンリツ)
前田 亨 様	(NTTドコモ)
田中 篤司 様	(エムテック)
大谷 憲一 様	(花王)
日野原 晋 様	(KADOKAWA)
川端 裕輔 様	(カネカ)
二階堂 宏央 様	(サントリーホールディングス)
月本 清志 様	(新明和工業)
迫 敏史 様	(中外製薬)

堀口 亮 様	(月島機械)
新木 隆司 様	(DOWAホールディングス)
梶瀬 彰 様	(日本化薬)
石橋 美陽 様	(日本エア・リキード)
永田 健悟 様	(日本電信電話)
田上 彦紀 様	(日立製作所)
金子 浩之 様	(富士通)
久保田 圭一郎 様	(マレリ)
小澤 譲 様	(リコー)



2020年度感謝表彰

<研修感謝表彰>

研修講師を3期以上勤めていただいた方が対象

石原 義幸 様	(アイシン精機)
垣津 晴彦 様	(アイピックス)
安部 佐和子 様	(出光興産)
川島 博成 様	(神戸製鋼所)
木村 成利 様	(住友電気工業)
荻野 誠司 様	(住友電気工業)
原 昌宏 様	(デンソーウェーブ)
足立 和泰 様	(パナソニック)
橋爪 美早子 様	(ライオン)

**皆様のJIPA活動に心より
感謝申し上げます。
ありがとうございました。**

5. 特許庁との意見交換状況



(1) 特許制度小委員会

知財訴訟見直しの検討結果（2021年2月5日終了）

- ・ **二段階訴訟**（侵害の有無のみ判決を得られる）
→ 差し止めの仮処分の制度を使えば済むので、わざわざ制度を導入する必要なし ×
- ・ **アトニーズ・アイズ・オンリー**
（相手方の当事者本人には営業秘密を見せたくない）
→ 本人訴訟でアトニーがない場合もあり、また原告当事者の証拠閲覧を制限することになるので、慎重に ×
- ・ **懲罰賠償**
→ 否定的意見が多いこと、制度設計が困難であることにより、慎重に ×

特許制度小委員会



- ・ **利益吐き出し型賠償制度**

→ 最近の裁判例は高額賠償が認められる傾向があるため、
導入は慎重に ×

- ・ **アマカス・ブリーフ**（第三者意見募集制度）

→ 裁判所が必要とするときに、広く一般の第三者から意見を募集することができる制度導入する ○

- ・ **訂正審判における通常実施権者の承諾要件の見直し**

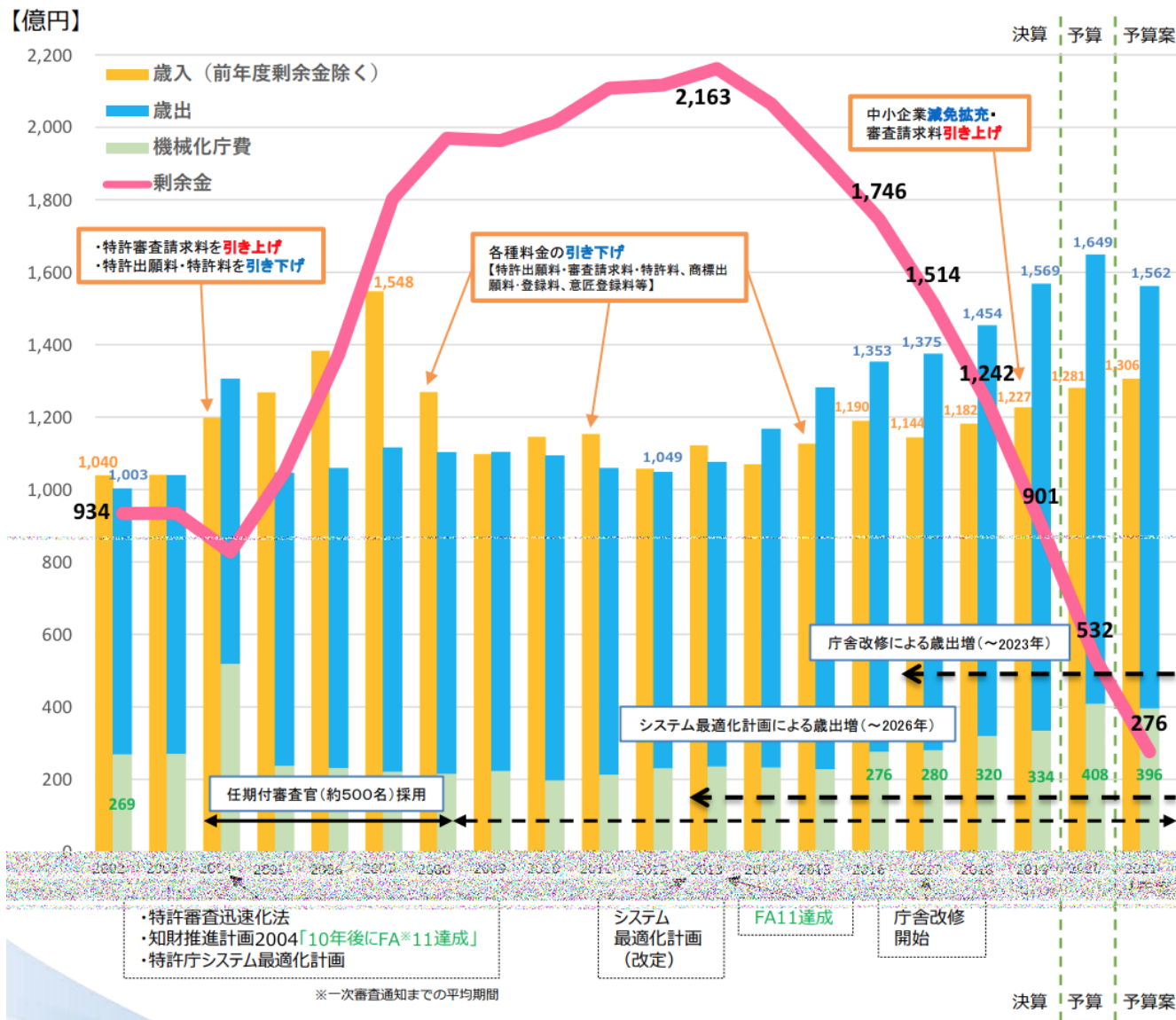
→ 現行法では承諾が必要とされているが、ライセンス態様の複雑化により、
不要とする方向 ○

(2) 基本問題小委員会

特許特別会計予算案
より抜粋（公開資料）

特許庁の予算は1300億円ほどの規模。
2014年から毎年200億円の赤字を出し、これまで2000億円あった剰余金を取り崩してきた

2021年度予算案は支出を極力削減。しかし今後、150億円の収入増加をしないと財政が成り立たない。



6. 知財戦略推進計画パブコメへのJIPA提出意見

- **AI生成物の法的保護**（保護の要否や要件など）や権利侵害（侵害成立要件や法的責任主体など）に関して、**著作権、特許権だけでなく意匠、商標も含めて議論を深めること**
AI関連発明の審査につき、日本特許庁の主導で審査ハーモナイゼーションに取り組んで欲しい
- 特許庁は、特許だけでなく、商標・意匠も扱っておりスポットライトを当てる意味でも、**産業財産庁**、または米独のような特許商標庁にすることを検討すべき。2019年商標出願TOP30国で、Patent Office の名称は日本のみ。尚、英韓はoperating nameとして IP Officeを使い、知財庁としている。
- **WIPO GREEN登録の日本特許**をLOR対象として減免する施策の検討をすべき

など**全32項目**

7. 最近の知財ワールドの関心事項 1/2



DX（デジタルトランスフォーメーション）

データ利活用と個人情報保護のバランス、
データの国境閉鎖、サイバー攻撃と営業秘密防衛

知財価値の変化、無形資産評価の手法（鑑定士、会計士による知財評価チャレンジ）、日本企業による商標海外出願はなぜ少ないのか

契約の重要性への注目、国による権利付与ではなく契約による相互の権利付与の重要性

知財エコロジーシステム プラットフォーマーとの生態系モデル、知財によるキーストーン（強い技術）を持つ効果

標準 ISO56006 IP management、ISO22386 Brand protection and enforcement procedures の内容と今後

IPランドスケープ 古くて新しいテーマ

7. 最近の知財ワールドの関心事項 2/2

SEP 5Gライセンス業種間バトル、5G以降に続くIT業界の収益ビジネスモデルとは



知財資産活用 トロールにも売る、積極的に権利行使する、取引の材料として知財を使う

SDGs 名ばかりでなく知財によるリアルな貢献とは何か、WIPO GREEN参加企業の急拡大の背景、欧州グリーンディールビジネス

世界の件数の伸びと日本の件数の停滞 科学論文だけでなく特許出願の模倣の実態は、中国語文献の壁、

米中技術バトルのはざままで COCOM成功体験の再現戦略、米国中心の共同開発のルール、新冷戦の今後の行方

オープンイノベーションへの準備

日本企業の得意なやり方は何か、CVC強化パターン

7. 最近の知財ワールドの関心事項

(1) 米中技術バトルのはざままで



昨年の米国の動き

対中国戦略的アプローチ発表 2020年5月20日

国際秩序を破壊する中国に対して、価値観を共有する同盟国と協力し厳しく対処

許可の例外Civil end userの廃止など2020年6月29日

民間ユースの技術移転でも米国政府の許可が必要になった

昨年の中国の動き

中国輸出禁止・輸出技術目録 2020年8月28日

中国から国外に技術移転するには、技術輸出許可証を取らなければならない

輸出管理法 2020年12月1日

他の国の輸出管理規制が中国の安全と利益を害したときは、同国に対して対等の措置をとることができる。

中国外の企業が本法に違反したときには、域外適用する。

昨年の日本の動き 統合イノベーション戦略発表 2020年7月17日

重要な技術情報への資格付与（セキュリティクリアランス）、特許制度のあり方、政府資金による研究成果の公開のあり方、外国資金の受け入れ方、外国人研究者の受け入れ方の課題提起につき、これから検討する（！）（特許制度のあり方とは、秘密特許、日本第一国出願、外国出願許可制度など）

その後8ヶ月経過。国の検討は進んでいないが下記の質問にはどう答えますか？

Q：中国出張をして出願打ち合わせ後、すぐに日本で米国から日本出張している米国人に内容を話すのは、みなし再輸出に抵触し、中国法の域外適用により罰則の対象になりますか？

Q：秘密特許制度導入により自社の出願判断は変わりますか？

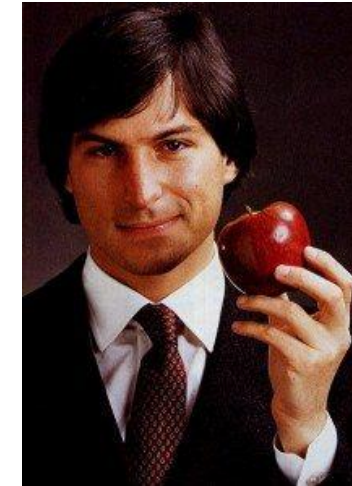
Q：日本に第一国出願を義務付けられたとき、日本の研究所の研究資料を海外子会社（例えば米国または中国の子会社）と情報共有して開発し、共同発明が生まれたとして、どのように出願対応しますか？

JIPAでは、経済安全保障研究会を2020年10月に新設。情報収集中

7. 最近の知財ワールドの関心事項 (2) オープンイノベーションへの準備

Steve Jobs

創造性というのは物事を結びつけることに過ぎない。



AI + BD + Cloud の環境が今、ととのった

ビッグデータはクラウド上にあり、私(AI)はデータを結びつけることが得意です

組み合わせは多種多様

例：商品を組み合わせる → インターネットと携帯電話とデジカメ

都市交通を組み合わせる → 歩道、マイカー、バス、電車、道路、都市計画



知財戦略事例集の変遷

1) 2019年度 経営における知財戦略

「経営戦略と知財戦略 将来構想の立て方」



2) 2020年度 経営戦略を成功に導く知財戦略

「知財戦略と具体的な戦術」



3) 2021年度 新事業創造に資する知財戦略 (2021年5月頃発行)

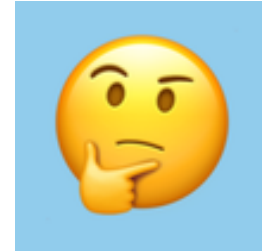
「共創の知財戦略実践に向けた課題と事例」

大企業の新事業創出、オープンイノベーションや共創の成功・失敗事例集

日本企業にはCVC (コーポレートベンチャーキャピタル)が適しているらしい

スピンオフ (子会社の株式を株主に渡し会社を分離) これで自社はコア事業に集中する。 2010-2018年の累計 **米国 273件 日本 0件**

M&A (大企業によるベンチャーの買収) これで外部の新ビジネスの芽を取り込む。 2018年 **米国 1473件 日本 15件**



ベンチャーキャピタル

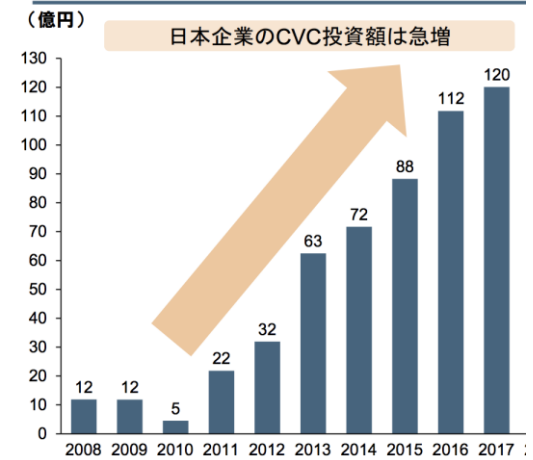
米国 技術を育てる目を持つ技術者が多く、**長期の融資**が可能
例: siRNA医薬の発売前に16年間にわたり3000億円の資金提供など

日本 金融による**短期評価中心**で初期ステージ (1.5年) のみ対応

しかし、日本ではCVCの急速な伸びがある。
(自社の本業外のビジネスへの積極的進出)

企業自らコントロールするCVCが、日本では重要な共創
そのなかで、知財課題は最も重要なファクター

国内外のCVC投資額*1の年度推移



オープンイノベーション・共創における企画段階の悩み

パートナーとの関係

事業アイデアが思い浮かばない

連携相手が見つからない（異業種、大学、スタートアップ）

契約をどのような内容にすればいいか、分からない

市場への訴求

既存の事業の知見と情報しかない

既存事業の商標しかない

事業を立ち上げて、その先のことを予想できてない

事業拡大のビジネスモデルが想像できない



収益ポイントの構築

新しい事業への先行投資、知財準備をどの規模にすればいいか分からない

悩みが分かれば、対応する情報を集めればいい

新事業部門か知財部門か、という組織の問題ではなく、

知財エキスパートは情報にもっともアクセスしやすいポジションにいる

オープンイノベーション・共創の結果の失敗の情報を参考にする

- ・社内での**ビジョン共有**が不十分で、自社内の他事業にマイナス影響が出ることに気がつき、途中で中止になった。
- ・連携して開発する途上で、将来、相手との**事業の棲み分け**ができないことに気がついた。
- ・スタートアップと連携したが、**利益の分配**の合意でつまづいた。
- ・ユーザーから見て、**既存事業のイメージが強過ぎ**、受け入れられなかった。
- ・**新しい商標を作らなかった**ので、うまくいかなかったとき、本業もつられてイメージダウンを招いた。
- ・特許対応が不十分で新事業分野にすぐに**フォロワーの参入**を許してしまった。
- ・特許をガチで抑えたら**市場が拡大せず**、パートナーと共にジリ貧になった



この対応に、企業知財部門の活躍が大いに期待される

→ JIPA研修の重点テーマ

8. 来年度からJIPAでスタートする新プロジェクト

1. SDGsプロジェクト



JIPAは過去、WIPO GREEN立ち上げのためGTPP(Green Technology Package Plan)プロジェクトを作り、その公式スタートに寄与した。地球環境はますます悪化しており、**JIPA会員企業の多くがWIPO GREENやSDGsに貢献するという強い意欲**、を示していることから、この活動をサポートするため、SDGsプロジェクトを新設する。

2. グローバル模倣品対策プロジェクト



アジア戦略プロジェクトを見直し、グローバル模倣品対策プロジェクトを新設する。アジア戦略プロジェクトは、およそ20年前から、中国模倣品対策のためIIPPF第1プロジェクト主幹事として活動し、合わせて東アジア法改正対応をしてきた。

来年度から東アジア法改正対応は、国際第3委員会が主として担当。中国模倣品対策を拡大しグローバル模倣品対策として新しいプロジェクトとする。

「SDGsプロジェクト」の主な目標エリア

(目標1~6)



人間 people

貧しさを解決すること。健康であること、健康な暮らしに必要な知識、衛生的な環境を保つこと。

(目標7~11)



豊かさ prosperity

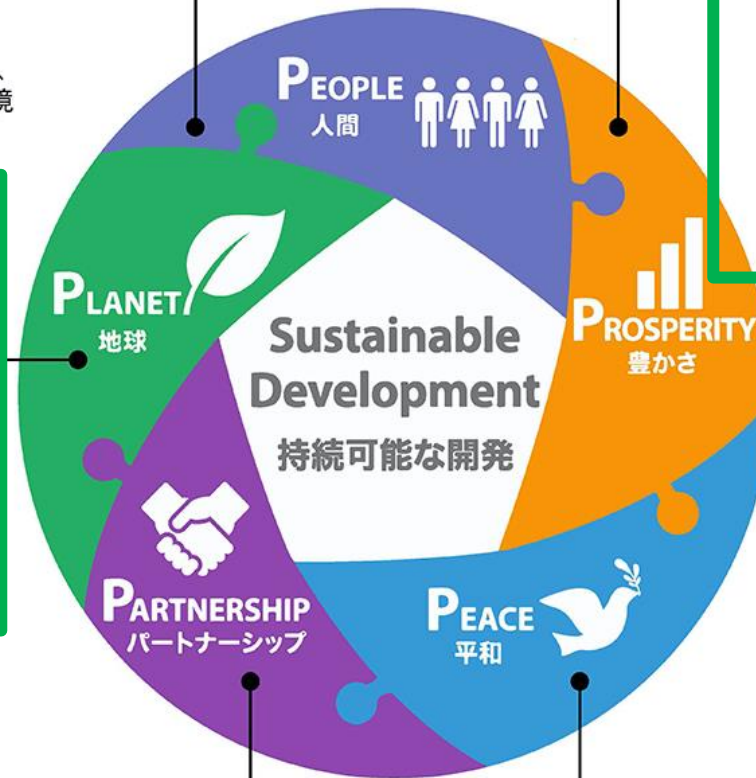
どこで暮らしても心も体も豊かに暮らせるように格差を減らすこと。働きがいのある仕事をする。自然と調和したエネルギーを使うこと。テクノロジーへのアクセスを保つこと。安全で住みやすいまちをつくること。

(目標12~15)



地球 planet

絶滅の危機にある動植物を守ること。限りある資源を守り、人間の暮らしが地球環境にどう影響するのかを考えること。自然災害を引き起こす気候変動の原因をなくすこと。



(目標17)



パートナーシップ partnership

地球に住むすべての人、国、企業、地域、学校、家庭の中で協力すること。

(目標16)



平和 peace

争いのない、戦争や暴力、迫害のない世界をつくること。

WIPO GREENは、2009年にJIPAが基本的なコンセプトと仕組みをWIPOに提案し、JIPAとWIPOのグローバル・チャレンジ部の共同研究により詳細設計がなされ、2013年11月に正式にスタートしました。

Propagating Green Technology:↵

A Japan Intellectual Property Association Proposal↵

↵
By Naoto KUJI*↵

By Cynthia CANNADY**↵



Introduction↵

This article describes a new voluntary licensing initiative for sustainable energy and environmental technologies launched by the Japan Intellectual Property Association (JIPA)¹. The program is called the Green Technology Package Program (GTPP). Its objective is international dissemination and implementation of sustainable energy and environmental technologies (“green technologies”)². Green technology is an umbrella term that includes, but is not limited to, solar, wind, wave, current, tidal, biofuel and biomass, waste to gas, smart grid and other IT, transport (electric vehicles, hybrid, diesel, natural gas, liquefied natural gas (LNG), hydrogen, vehicle to grid, train), geothermal, hydrogen fuel cells, new materials, thin film, construction, glass, aviation fuel and efficiency, storage (batteries), water filtration, desalination, purification, membranes, toxic remediation, carbon sequestration, and hybrid system technologies.↵

The terms of each GTPP agreement will vary depending on the needs of the licensee and licensor. Arrangements for payment of consideration will vary: in some cases licensees will pay initial fees and/or royalties, in others, the parties will seek development assistance from governments and development banks to subsidize or guarantee project costs and licensor compensation. In some cases, projects will qualify for credits and/or assistance under the Clean Development Mechanism (CDM) of the UNFCCC. ↵

↵ Before providing a detailed description of GTPP and its operation (section 5), it is important to place the program in the context of climate change facts (section 1), the global response to climate change (section 2), relevant international legal commitments (section 3), and the opportunities and challenges presented by technology transfer (section 4). ↵

JIPAとWIPOの共同論文

「グリーンテクノロジー普及へのJIPAの提案」

この論文がWIPO GREENのきっかけとなった

(WIPO側は当時ディレクターのシンシアカナディ氏が執筆)

(現在IPSEVA USAの代表弁護士)

◆パートナー(アドバイザーメンバー) **は世界で122機関** **(そのうち JIPA会員は現在21社)**

JIPA、ホンダ、トヨタ、富士通、帝人、キヤノン、ダイキン工業、日立製作所、IBM (USAで登録：日本IBM含)、コニカミノルタ、パナソニック、住友電気工業、住友大阪セメント、豊田自動織機、ダイセル、資生堂、東洋アルミエコープロダクツ、リコー、早稲田大学、明治大学、正林国際特許商標事務所、発明推進協会

(JIPA会員以外では日本国特許庁、日本弁理士会など5団体)

◆技術登録数 **3,556件** (65ヶ国から) **(そのうちJIPA会員は893件・32社)**

WIPO GREENのデータベースから、**自社データにリンクする場合は1件とカウントするため、実際のデータは数万件ある**。全米の大学のデータにもリンクしている。

**WIPO GREEN参加ご希望の方は、直接WIPOに連絡
または、JIPA事務局までご連絡下さい**

**皆さん オンラインによる時間の余裕を
有効に使い、
元気に活動していきましょう！**

